

第45号議案

保健医療事業の取扱いについて

保健医療事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	37	協定項目名	保健医療事業の取扱い
調 整 内 容			
<p>保健医療事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 老人保健事業について 基本健康診査については、合併までに調整を図り新市で統一した対象者の範囲および個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。</p> <p>胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診については、合併までに調整を図り新市で統一した対象者の範囲および個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。</p> <p>子宮がん検診、乳がん検診(視触診)については、合併までに調整を図り新市で統一した対象者の範囲および個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。</p> <p>乳がん検診(マンモグラフィ検査)については、合併までに調整を図り国の指針等を踏まえ新市において統一した対象者の範囲を設定する。また、個人負担額についても新市で統一した額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。</p> <p>節目検診については、合併までに他の検診事業と統合する方向で調整を図る。</p> <p>(2) 母子保健事業について 妊婦健康診査については、各市町同一事業のため、新市においても現行どおり実施する。</p> <p>乳幼児健康診査については、合併までに実施方法の統一を図る。ただし、合併年度については現行どおり実施する。</p> <p>(3) 乳幼児医療について 乳幼児医療については、当分の間現行どおりとし、新市において統一の方向で調整する。</p>			